

2015年8月28日

株式会社 電通

代表取締役社長執行役員 石井 直

(東証第1部 コード番号：4324)

問合せ先責任者 広報部長 河南 周作

TEL：03-6216-8041

募集新株予約権（業績条件付有償ストック・オプション）の内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年6月13日に発表し、同年8月12日に発行内容を確定、同月15日に発行した「募集新株予約権（業績条件付有償ストック・オプション）」（以下「本募集新株予約権」）に関して、その発行要項に従い、本日開催の取締役会において、本募集新株予約権の行使条件を変更する決議を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更する理由

当社は、連結財務諸表および連結計算書類について、2015年3月期通期決算から、従来の日本基準に替えて国際会計基準（IFRS）を任意適用するとともに、決算期を12月31日に変更しています。これらの移行に伴い、本募集新株予約権の行使条件に係る業績条件の判定において参照すべき指標を、以下の①および②の観点から、下記2.のとおりに変更します。

①事業年度：1-12月期とする

②財務数値：国際会計基準による財務数値を日本基準による数値に引き直して適用する

本募集新株予約権については、その発行要項において、会計基準の変更等により、行使条件に係る業績条件の判定において参照すべき財務数値の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとしておりますが、上記の変更は、当社の株主および本募集新株予約権の新株予約権者の双方の利益を可及的に損なわないようにするとの観点から、従前の指標の内容を極力維持することを念頭に置いて、上記の発行要項に従い、当社取締役会にて定めたものです。

2. 変更内容（下線を付した部分に変更箇所を示しています。）

変更前	変更後
<p>（6）新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、当社が中期経営計画「Dentsu 2017 and Beyond」に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合にのみ、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記3.（3）の期間において行使することができる。</p> <p>また、業績条件の判定においては、当社の決算短信に記載された下記(i)の事業年度にかかる連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき財務数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 業績条件の数値（次の数値をいう。）の基準年度： 平成 29 年度 (後略)</p>	<p>（6）新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、当社が中期経営計画「Dentsu 2017 and Beyond」に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合にのみ、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記3.（3）の期間において行使することができる。</p> <p>また、業績条件の判定においては、当社の決算短信に記載された下記(i)の事業年度にかかる連結損益計算書を参照する（<u>但し、国際会計基準による財務数値を日本基準による数値に引き直して適用する</u>）ものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき財務数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 業績条件の数値（次の数値をいう。）の基準年度： 平成 29 年度 <u>（平成 29 年 1 月 1 日乃至同年 12 月 31 日）</u> (後略)</p>

以 上